



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則……………(地域包括支援課) …… 3
- 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則……………(保 育 課) …… 3
- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則……………(保 険 医 療 課) …… 3
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(保 護 課) …… 5

告示

- 大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示……………(地域包括支援課) …… 7
- 大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱……………(児 童 福 祉 課) …… 7
- 大和高田市紹介DVD貸出し要綱……………(広 報 情 報 課) ……11
- 違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課) ……12
- 引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課) ……13
- 大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示……………(社 会 福 祉 課) ……13
- 公示送達……………(収 納 対 策 室) ……14
- 大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱……………(地域包括支援課) ……14
- 公示送達……………(保 険 医 療 課) ……16
- 3月市議会定例会の招集……………(財 政 課) ……16
- 公示送達……………(収 納 対 策 室) ……16
- 放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課) ……17
- 違反広告物の保管……………(都 市 計 画 課) ……18

公告

- 曾大根地内歩車道整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……18
- 吉井他地内歩車道整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……21
- 市場他地内歩車道整備工事・市場地内側溝浚渫工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……23
- 平成27年度大和高田市市民交流センター舞台用音響映像機器購入に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……26
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産 業 振 興 課) ……28
- 菅原小学校コンピューター教室空調機改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……28
- 東三倉堂町地内雨水排水施設整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……31
- 築山他地内バス停整備工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……33
- 今里他地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……36
- 奥田地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……38
- 秋吉地内側溝維持工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……41
- 有井下池漏水防止盛土工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……43
- 田井地内フェンス設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……46

○新田地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……………	48
教育委員会	
○児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示…(教育総務課)……………	51
○教育委員会3月定例委員会の招集……………()……………	51
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会)……………	51
○選挙管理委員会の招集……………()……………	52
○選挙管理委員会の招集……………()……………	52
○選挙人名簿登録者及び在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所……………()……………	52
○選挙権を有するものの総数……………()……………	52
監査委員事務局	
○平成27年度定期監査の実施結果……………(監査委員事務局)……………	53
農業委員会	
○農業委員会3月定例委員会の招集……………(農業委員会)……………	55
公営事業	
○指定給水装置工事事業者の指定……………(水道総務課)……………	55
原稿誤り	
○平成28年1月10日付け大和高田市公報第324号正誤(原稿誤り)……………	55

規 則**規則第24号**

大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部を改正する規則

大和高田市地域包括支援センター設置規則(平成18年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の39」を「第115条の46第2項」に改める。

第5条を次のように改める。

(事業内容)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第1項各号に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業
- (3) 法第115条の45第2項各号に掲げる包括的支援事業

2 センターは、法第115条の45第3項各号に掲げる任意事業を行うことができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、法第115条の46第1項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定に基づき条例で定める日までの間は、この規則による改正後の第5条第1項第2号の規定中「法第115条の45第1項各号に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは、「旧法第115条の45第1項第1号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

規則第31号

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項を次のように改める。

4 口座振替による保育料の振替日は、当該月の10日(その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に定める市の休日又は金融機関の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)とする。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

規則第38号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成23年規則第11号)の一部を次のように改正する。
様式第1号中

「

住 所	〒
現 在 地	

」を

「

住 所	〒	個人 番号	
現 在 地			

」に、

「

電話番号	
------	--

」を

「

電話番号		個人番号	
------	--	------	--

」に改

める。

様式第3号中

「

世帯構成員名	本人との続柄	性別	生年月日	階層区分	所得税額	備考

氏名							
住所							
氏名							
住所							

」を

「

世帯構成員名	本人との続柄	性別	生年月日	個人番号	階層区分	所得税額	備考
氏名							
住所							
氏名							
住所							

」に

改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

規則第39号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成23年規則第13号)の一部を次のように改正する。
 様式第2号及び様式第13号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

保護台帳

1 市費	2 県費	開廃年月日		世帯類型		□高齢□障害□傷病□母子□その他()					
地区コード及びケース番号			開始	年 月 日		訪問格付		□A□B□C□D			
			廃止	年 月 日		世帯主氏名					
			電話			国籍	1 日本 2 その他()				
本籍						筆頭者					
居住地又は現在地						施設・病院・アパート等			居住の開始		
									年 月 日		
									年 月 日		
									年 月 日		
No.	フリガナ	個人番号	続柄	性別	生年月日	年齢	学歴	健康状況	職業	医療他法	
	氏名									公費負担No.	
				男女						原・社・精・結・老	
				男女						原・社・精・結・老	
				男女						原・社・精・結・老	
				男女						原・社・精・結・老	
資産の状況		区分・所在地・処分の可否等				負債の状況		種類・金額・契約の内容・指導状況等			
住居形態		区分		規模・建坪・室数・衛生状況・上下水道設備・家賃・間代・地代・貸間の有無の状況							
		<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 市営・県営 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 借間									

様式第13号(第4条関係)

生活保護法による保護申請書

										社会福祉事務所 受付年月日			
現在住んでいるところ				現在の所に住み始めた時期						年 月 日			
家族の状況	人員	氏名	個人番号				続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
	1												
	2												
	3												

4																					
5																					
6																					
7																					
8																					

家族の者の中で別の所に住んでいる者があるときは、その名前と住んでいるところ					
生活状況				財産の状況	借金の状況
生活費月額			円		
収入月額			円		
援助をして くれる 者の状況	世帯主との関係	氏 名		住 所	

保護を申請する理由

上記のとおりであるから、生活保護法による保護を申請します。
年 月 日
申請者 住 所
氏 名 印
(保護を受けようとする者との関係：)
大和高田市社会福祉事務所長 殿

※この申請書は、開始、変更いずれの場合にも用いるものとする。

附 則
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

告示第49号
大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部を改正する告示
大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (平成18年告示第11号の2) の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号イ中「第115条の39」を「第115条の46」に改める。
附 則
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第71号の2
大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。
平成27年5月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領（平成27年4月13日付け雇児発0413第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金を支給する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 支給対象者 別表第1項に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- （2） 対象児童 別表第2項に掲げる者をいう。

（子育て世帯臨時特例給付金の支給）

第3条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき3,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 子育て世帯臨時特例給付金に係る申請受付開始日は、次条第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、前項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

（申請及び支給の方式）

第6条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、次に掲げる者は、児童手当・特例給付現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書（様式第1号）又は児童手当・特例給付認定請求書（様式第2号）により、市長に申請するものとする。

- （1） 市から平成27年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当（以下「児童手当」という。）を支給される者
- （2） 別表第1項第2号に規定する者のうち、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されているもの（第5号に該当する者を除く。）
- （3） 別表第1項第2号に規定する者のうち、基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていたものであって、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（第5号に該当する者を除く。）
- （4） 別表第1項第3号の表のアの左欄に掲げる場合における同表のアの右欄に掲げる者（当該者に係る別表第1項第1号又は第2号に規定する者がこの項の規定により市長に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）
- （5） 別表第1項第3号の表のウの左欄に掲げる場合における同表のウの右欄に掲げる者（市長に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（市長が適当と認める場合にあつては、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第1項第3号の表のウにおいて同じ。）をした者に限る。）

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類により、市長に対して申請するものとする。

- （1） 別表第1項第1号に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であつて、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同

法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地が市にあると把握されている者 公務員子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)(様式第3号)

(2) 別表第1項第3号の表のイの左欄に掲げる場合における同表イの右欄に掲げる者(当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。)施設入所等児童子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)(様式第4号)

3 申請者による申請及び子育て世帯臨時特例給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

4 申請者は、子育て世帯臨時特例給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項及び第2項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前2条の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申請者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条の規定による申請(代理による申請を含む。)が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に支給をした子育て世帯臨時特例給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、子育て世帯臨時特例給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の廃止）

2 大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年告示第62号）は、廃止する。

別表（第2条関係及び第6条関係）

1 支給対象者

（1） 子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当の支給を受ける者に対して支給する。

（2） 前号に規定する者のほか、子育て世帯臨時特例給付金は、基準日において児童手当の支給要件に該当する者として市長が認めるものに対して支給する。

（3） 前2号の規定にかかわらず、子育て世帯臨時特例給付金は、次表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前2号に規定する者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

区分	該当者
ア 前2号に規定する者が死亡した場合（この号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の次項の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
イ 基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この欄において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童
ウ 児童手当受給者からの暴力を理由に避難し、当該児童手当受給者と生計を別に行っている当該者の配偶者（現に次項の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、市による当該認定の請求に関する通知が児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村に到達した場合（当該児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）	左欄に掲げる当該者の配偶者

2 対象児童

（1） 前項第1号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童（子育て世帯臨時特例給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、前項第2号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童は前項第2号の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童とする（前項第3号の表の右欄に掲げる者に支給される子育て世帯臨時特例給

付金の対象児童については、これを準用する。)。ただし、対象児童が次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 基準日の翌日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

イ 子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であつて、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

(様式省略)

告示第10号

大和高田市紹介DVD貸出し要綱を次のように定める。

平成28年1月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市紹介DVD貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市を紹介するために、市紹介DVD(以下「DVD」という。)を利用しようとする者(以下「利用者」という。)に対する貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出し手続)

第2条 利用者は、市紹介DVD借受申請書(様式第1号)に必要事項を記入して借受けの申請をするものとする。

(貸出し制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、DVDの貸出しを許可しない。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がDVDの貸出しを不相当と認めるとき。

(目的外利用、転貸又は複製の禁止)

第4条 DVDの借受許可を受けた者(以下「借受者」という。)は、許可を受けた目的以外にDVDを利用してはならない。

2 借受者は、DVDを転貸し、又は複製してはならない。

(貸出し期間)

第5条 貸出し期間は、10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、その期間を延長することができるものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 貸出し及び返却は、広報情報課広報広聴係において行う。

2 借受者は、貸出し期間が満了したとき、又は貸出し期限前において市長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(借受料)

第7条 DVDの借受料は、徴収しない。

(管理義務)

第8条 借受者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(損害賠償)

第9条 借受者は、その責めに帰すべき理由により、DVDを紛失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

市紹介DVD借受申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

氏名又は名称

法人その他の団体にあつては、事務所(事業所)の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

下記のとおり、申請します。

記

貸出対象	<input type="checkbox"/> DVD 時を紡ぐ・大和高田(英語・日本語・中国語) <input type="checkbox"/> BRD 時を紡ぐ・大和高田(英語・日本語・中国語) <input type="checkbox"/> DVD A bond of friendship(英語・日本語) <input type="checkbox"/> BRD A bond of friendship(英語・日本語)
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用目的	
使用場所	
担当者 (所属・氏名・電話)	

管理者記入欄

確認印	貸出番号	返却日
		年 月 日

告示第12号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成28年2月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物について)

は2日間)

2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)
4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	自由民主党	はり札	2	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
2	民主党	はり札	2	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
3	公明党	はり札	2	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
4	日本共産党	はり札	13	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
5	幸福実現党	はり札	1	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
6	東武建設	はり札	7	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
7	サンワホーム	はり札	2	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場
8	自由民主党	立て看板	1	市内	H28/2/3	H28/2/3	市役所西駐車場

告示第13号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成28年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年11月1日から平成27年11月30日までの間

告示第13号の2

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市老人保護措置費支弁要綱の一部を改正する告示

大和高田市老人保護措置費支弁要綱(平成18年告示第102号)の一部を次のように改正する。
別表第1(1)中「138,100」を「138,400」に、「10,000」を「10,300」に、「92,400」を「92,600」に、「7,000」を「7,200」に、「84,800」を「85,000」に、「6,100」を「6,300」に、「79,100」を「79,300」に、「5,500」を「5,700」に、「66,700」を「66,800」に、「4,700」を「4,800」に改め、同表(1)-2中「50,000」を「50,200」に、「6,600」を「6,800」に、「33,300」を「33,400」に、「4,400」を「4,500」に、「36,300」を「36,400」に、「3,800」を「3,900」に、「40,700」を「40,800」に、「3,500」を「3,600」に、「31,700」を「31,800」に、「2,900」を「3,000」に改める。

別表第8中「50,210」を「51,640」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

告示第14号

平成27年度国民健康保険税第1・2・3・4・5・6期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年2月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

第1期 平成27年8月19日

第2期 平成27年9月28日

第3期 平成27年10月26日

第4期 平成27年11月24日

第5期 平成27年12月17日

第6期 平成28年1月25日

2 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第15号

大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱を次のように定める。

平成28年2月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、認知症の早期診断、早期対応等の支援を症状の初期段階に集中して行う支援(以下「認知症初期集中支援」という。)の体制を構築するため、認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を設置し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域においてより良い環境で暮らし続けられるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 この告示による事業の対象者は、原則として市内に住所を有し、在宅で生活する40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症の者で、次のいずれかに掲げる基準に該当するものとする。

(1) 医療若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で次のいずれかに該当するもの

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- エ 介護サービスを中断している者

(2) 医療又は介護サービスを受けているが認知症の行動、心理症状等が顕著なため対応に苦慮している者

(支援チームの業務)

第3条 支援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) この告示による事業の普及啓発に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援に関すること。
- (3) 認知症初期集中支援に係る関係機関等との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(支援チームの構成)

第4条 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名をもって構成する。

2 前項の専門職は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (3) 国が別に定める認知症初期集中支援チーム員研修(以下「国研修」という。)を受講し、必要な知識及び技能を修得した者。ただし、国研修を受講した支援チームの他の構成員が当該受講内容を支援チーム内で共有することができる場合にあっては、この限りでない。

3 第1項の専門医は、次に掲げる要件のいずれかに該当する医師で、かつ、認知症サポート医である医師とする。

- (1) 公益社団法人日本老年精神医学会又は日本認知症学会の定める専門医
- (2) 認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師(認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置)

第5条 第3条各号に掲げる支援チームの業務を効果的に推進するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会は、次に掲げる事項に関する検討を行うものとする。

- (1) 支援チームの活動状況に関する事項
- (2) 支援チームと関係機関等との連携に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 認知症初期集中支援に関し識見を有する者
- (2) 支援チームの構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 職名をもって充てられた委員の任期は、その職にある期間に限る。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 支援チーム及び検討委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 支援チームの庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(専門医の要件に関する特例)

2 第4条第1項に定める専門医に関し、同条第3項に定める要件を満たす医師の確保が困難な場合については、当分の間、次のいずれかの要件に該当する医師を専門医としてみなすことができる。

(1) 公益社団法人日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師で、かつ、今後5年のうちに認知症サポート医研修を受講する予定のある医師

(2) 認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図って認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有する医師で、かつ、認知症サポート医である医師

告示第16号

平成27年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年2月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日

平成28年1月13日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第17号

平成28年3月4日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成28年2月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第18号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年2月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. この通知の発送年月日

平成28年2月12日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第19号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年3月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

（1）放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成28年2月2日	1									
平成28年2月5日			1							

（2）放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成28年2月1日	道路	大和高田市大字池田地内	1	
平成28年2月12日	道路	大和高田市大字池田地内	1	
平成28年2月15日	道路	大和高田市内本町地内	1	
平成28年2月16日	道路	大和高田市大字市場地内	1	
平成28年2月18日	道路	大和高田市中今里町地内	1	
平成28年2月24日	道路	大和高田市旭南町地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

（1）印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）

をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第20号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成28年3月4日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
- 2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
- 3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）
- 4. 連絡先 大和高田市役所環境建設部都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	美興ワールドハウス	はり札	2	大字勝目	H28/2/1	H28/2/1	雲梯資材置き場

公 告

公告第8号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月4日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	曾大根地内歩車道整備工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生

	<p>手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月8日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月10日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成28年2月10日(水)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年2月12日(金)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年2月16日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月17日(水)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	13,270,000円(消費税等抜き)

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第9号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	吉井他地内歩車道整備工事
2 工事場所	大和高田市吉井他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け

	<p>付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月8日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月10日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月10日(水)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月12日(金)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月16日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書へ	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ</p>

の記載	るかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月17日(水) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	10,330,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第10号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市場他地内歩車道整備工事・市場地内側溝浚渫工事
2 工事場所	大和高田市市場他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がC等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月8日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月4日(木)から平成28年2月10日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月10日(水) 午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月12日(金) 午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月16日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年2月17日(水) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限	<p>7,290,000円(消費税等抜き)</p>

基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<p>公告第11号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成28年2月12日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 件名	平成27年度大和高田市市民交流センター舞台用音響映像機器購入
2 納入期限	平成28年3月31日
3 業務内容等	仕様書のとおり ※本件は、舞台用音響映像機器の納入業者及び納入価格を決定するものです。また、落札事業者は、翌年度以降の当該機器に係る保守業者となります。
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) (1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録(登録品目不問)している者であること。 (6) 平成20年1月1日以降において、舞台用音響映像機器の納入実績を有する者であること。
5 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、4(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4(6)の要件を満たすことを証するものの写し(契約書等の写し)を提出してください。 (3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。(郵送不可) (4) 受付期間

	<p>平成28年2月12日(金)から平成28年2月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月29日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質問書の様式は、任意とします。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年3月1日(火)午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室担当 島田、増田 FAX(0745)49-0053</p> <p>(3) 回答期限 回答は、平成28年3月2日(水)までとし、原則、質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年3月3日(木)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年3月4日(金)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧</p>

	に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 2 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 3 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者（2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。）から行い、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者としてします。
1 4 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年2月12日

大和高田市長 吉田誠克

公告第13号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	菅原小学校コンピューター教室空調機改修工事
2 工事場所	大和高田市大字根成柿地内（菅原小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事又は管工事（空調）に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	<p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、電気工事及び管工事(空調)の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の電気工事及び管工事(空調)の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年2月26日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>2,125,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第14号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	東三倉堂町地内雨水排水施設整備工事
2 工事場所	大和高田市東三倉堂町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとし、</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成28年2月19日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。

時等	(1) 日時 平成28年2月26日(金) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	2,210,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<p>公告第15号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成28年2月15日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	築山他地内バス停整備工事
2 工事場所	大和高田市築山他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	<p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)に</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

ついでに質疑 応答	(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ の記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証 金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日 時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月26日(金)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無 効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の 決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証 金	免除します。
17 最低制限 基準比較価 格	2,090,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。

(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第16号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	今里他地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市今里他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>

	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月26日(金) 午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,820,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第17号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	奥田地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市奥田地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

	<p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年2月26日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>1,870,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開</p>

	<p>札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
<p>公告第18号 次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。 平成28年2月15日 大和高田市長 吉田誠克</p>	
1 工事名	秋吉地内側溝維持工事
2 工事場所	大和高田市秋吉地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。 (8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。 (4) 受付期間</p>

	<p>平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第</p>

金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月26日(金) 午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,370,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第19号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	有井下池漏水防止盛土工事
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に

	<p>よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所</p>

	大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月26日(金)午前10時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,320,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--------	---

公告第20号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	田井地内フェンス設置工事
2 工事場所	大和高田市田井地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け</p>

	<p>付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年2月26日(金) 午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,020,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第21号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成28年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	新田地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市新田地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生

	<p>手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月18日(木)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年2月19日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成28年2月16日(火)から平成28年2月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成28年2月23日(火) 午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年2月24日(水) 午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年2月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年2月26日(金) 午前11時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>860,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第3号

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月1日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「109,400円」を「120,000円」に改め、同項第2号中「850円」を「880円」に改める。

第8条中「開設時間」の次に「のうち教育委員会が勤務を指示する時間」を加える。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年2月26日

大和高田市教育委員会

委員長 萱澤 昌子

記

日 時 平成28年3月1日(火)午後2時

場 所 さざんかホール4階会議室

議 案 第1号 大和高田市立図書館規則の一部を改正する規則(案)について

第2号 平成28年3月定例市議会の教育関係議案について

第3号 第69回大和高田市民体育大会《種目別大会》実施要項(案)について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年1月8日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成28年1月15日(金)午前9時

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月5日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成28年2月12日(金) 午前9時
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成28年3月2日(水) 午前9時
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所4階会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 存外選挙人名簿の抹消について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成28年3月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年2月24日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 松村 恵由

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所3階選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第5号

平成28年3月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

3分の1の数 18,841 人
 6分の1の数 9,421 人
 50分の1の数 1,131 人

監査委員事務局

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月26日

大和高田市監査委員 吉井 保次
 仲本 博文

1. 監査の対象

- 企 画 政 策 部 企画法制課・秘書課・広報情報課・人事課
- 財 務 部 財政課・財産管理課・税務課・収納対策室
- 市 民 部 市民課・人権施策課・産業振興課・自治振興課・生活安全課
- 福 祉 部 社会福祉課・保護課・児童福祉課・保育課(土庫こども園、みどり保育所、磐園保育所、天満保育所)
- 保 健 部 健康増進課・介護保険課・地域包括支援課・保険医療課
- 環 境 建 設 部 土木管理課・建築住宅課・都市計画課・環境衛生課・クリーンセンター(企画整備課、美化推進課) 契約監理室
- 上 下 水 道 部 水道総務課・水道工務課・下水道課
- 会 計 課
- 教 育 委 員 会 事 務 局 教育総務課 幼稚園(浮孔・磐園・陵西)
 小学校(土庫・浮孔・磐園・陵西)
 中学校(高田西)
 学校教育課 幼稚園(浮孔・磐園・陵西)
 小学校(土庫・浮孔・磐園・陵西)
 中学校(高田西)
 生涯学習課・体育振興課・青少年課・文化振興課・商業高校事務管理課
- 議 会 事 務 局 庶務課
- 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
- 農 業 委 員 会 事 務 局
- 監 査 委 員 事 務 局
- 市 立 病 院 総務課・管理課・医事課・看護専門学校・訪問看護ステーション・栄養管理科

2. 監査の期間

前期 平成27年10月16日から平成27年12月15日まで

後期 平成28年1月20日から平成28年1月25日

3. 監査の方法

監査資料として、帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的・効率的に行われているか、その手続は適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行った。また、内容聴取については、各所属長から監査時点(9月・12月末日現在)までの所管事務事業の進捗状況等についての説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

4. 提出書類

定期監査実施に伴う資料と諸帳簿については、監査の前期対象課は平成27年9月末日、後期対象課は12月末日までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調(部門別)
- ③ 業務等執行状況表
- ④ 物品購入・請負(工事を除く)・賃貸借契約状況表
- ⑤ 施工工事一覧表
- ⑥ 業務委託料の契約状況表
- ⑦ 負担金補助及び交付金、財政援助的な委託料明細表
- ⑧ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 通勤届出書
- ⑪ 公用車運行日誌
- ⑫ その他

5. 監査の結果

財務及び経営に関する事務の執行及び事務事業の執行状況等は、おおむね適正に処理されていると認められた。例年指摘している事務執行において改善は見られたが、公用車の運行日誌の処理など一部においては依然として注意を要するものが見受けられたので、適正な事務処理に努められるよう要望する。

行財政改革への取組として、平成25年度からスタートした「中期財政適正化フレーム」にそって、財政健全化に向け取り組まれているところである。

各所管課においては、社会情勢の変化や市民のニーズの多様化に伴い、職員の事務負担量は一層増えてきていると思われるが、事務執行に当たっては法令遵守に留意し、業務の有効性・効率性を高めながら、行政サービスのより一層の充実を図られたい。

この監査結果を指摘された部局等にとどまらず、全ての所属における共通の課題と捉えて、管理職等のチェック体制の強化と責任の明確化を図り、適正な事務処理をされるよう、職員への周知徹底に努められたい。

なお、監査の都度、関係者に所見は述べたが、各部局等に対する指摘事項及び所見は次のとおりである。

以下省略(市役所前に掲示済み)

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

記

日時 平成28年3月4日(金) 午後3時

場所 高田消防署2階大会議室

議案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 農地法第3条第2項第5号規定による下限面積(別段面積)の設定について
- 第6号 その他

公営事業

水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年3月1日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
三菱電機システムサービス株式会社	佐久目 誠記	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
株式会社アクアサービス	多田 健史	大阪府豊中市庄内栄町4丁目5番7号

原稿誤り

平成28年1月10日付け大和高田市公報第324号正誤(原稿誤り)

【誤】

告示第125号

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱を次のように定める。

平成27年11月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。)第4に規定する農業経営改善促進資金(以下「促進資金」という。)を借り受けた認定農業者に対して当該資金に係る利子補給を行うことについて定め、もって農業経営の改善の促進に資することを目的とする。

(利子補給の交付の条件)

第2条 利子補給の交付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 法人にあつては、事業者の本店が本市に登録されている者
- (3) 市税を滞納していない者。ただし、災害等市長が不測の事態と認める場合は、この限りでない。
- (4) 事業者又は役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下ウにおいて同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(利子補給金の交付)

第3条 利子補給金の交付は、実施要綱及びこの告示に定めるところによる。

(利子補給金の交付対象、額等)

第4条 利子補給金の交付対象、額及び交付期間は次のとおりとする。

- (1) 利子補給金の交付対象は、促進資金の貸付額に係る借受者が支払った利息相当額とする。
- (2) 利子補給金の額は、促進資金の当該元金の償還に係る約定利率(約定利率が年率2%を超える場合にあつては、2%とする。)の2分の1に相当する額を補給するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 利子補給金の交付期間は、1年以内とする。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給を受けようとする認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給承認申請書(様式第1号)に利子支払額の分かる資料を添えて市長に提出し、利子補給の承認を申請しなければならない。

(利子補給の承認)

第6条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給をする決定をした場合は農業経営改善促進資金利子補給承認書(様式第2号)を、利子補給しない決定をした場合はその旨を記載した文書を利子補給の申請をした認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 農業経営改善促進資金利子補給承認書を受理した認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給金交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、利子補給金の交付を申請するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第8条 市長は、前条の利子補給金の交付申請に係る書類を受理し、当該書類を適正と認めたときは、

農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書(様式第4号)を当該申請に係る認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書を受領した認定農業者は、2月末日までに、農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書(様式第5号)を市長に提出し、利子補給金の交付を請求するものとする。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書を受領し、適正と認めたときは、当該書類を受領した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた認定農業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(利子補給金の返還)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受け、又は受けようとする認定農業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定農業者に対する利子補給金を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定による指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

【正】

告示第125号

大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱の一部を改正する告示

大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱(平成15年告示第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱」を「この告示」に改める。

第2条を次のように改める。

(利子補給金の交付の条件)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けている者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 法人にあつては、事業所の本店が本市に登録されている者
- (3) 市税を滞納していない者。ただし、災害等市長が不測の事態と認める場合は、この限りでない。
- (4) 農林水産長期金融協会が行う利子助成を受けていない者
- (5) 事業者又は役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。))、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下この号において同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつ

てはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウにおいて同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウにおいて同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他市長が不相当と認めるものでない者

第3条中「、奈良県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱」を削り、「この要綱」を「この告示」に改める。

第4条第1号中「(農山漁村振興基金からの利子助成後の額とする。)」を削り、同条第2号中「利子補給を受けようとする認定農業者が強化資金の貸付けを受けた時点での農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)附則第24項の規定に基づき主務大臣が定める利率を実質金利水準に引き下げるのに必要な額の1/2に相当する額とする」を「強化資金の当該元金の償還に係る約定利率(約定利率が年率2%を超える場合にあっては、2%とする。)の2分の1に相当する額を補給するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」に改め、同条第3号中「借り入れた強化資金の償還が完了するまで」を「7年以内」に改める。

第5条中「資金利用計画」を「経営改善資金計画」に改める。

第6条第1項中「、農業関係資金の適正かつ円滑な運用を図るために設置する大和高田市特別融資制度推進会議(以下「融資制度推進会議」という。)に諮り」を削る。

第7条第1項中「農業経営基盤強化資金利子補給請求明細書、農林漁業金融公庫資金払込案内(写し)及び農林漁業金融公庫払込金領収書(払込金受領書)(写し)」を「利子支払額の分かる書類」に改め、「、市長」を「市長」に改め、同条第2項中「15日」を「末日」に改める。

第9条中「15日」を「末日」に改める。

第12条及び第13条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 様

住 所
氏 名 印

農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

年分の農業経営基盤強化資金に係る利子補給金 円を交付されるよう、大和高田市農業経営基盤強化資金利子補給要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成28年1月1日以後に利子補給の決定を受けた者について適用し、同日前に利子補給の決定を受けた者については、なお従前の例による。